

学校体育館使用上の注意事項等

1. 使用申請

- (1) 登録団体は、日程調整会議に出席するよう努める。
- (2) 登録団体は、原則としてその代表者が使用日程調整会議に出席し、各校ごと団体間で調整のうえ、体育館使用日程表を作成する。
- (3) 登録団体は(2)で作成した日程表に基づいて「学校体育施設使用許可申請書」に記入し、教育委員会に提出して許可証の交付を受ける。
- (4) 日程調整会議後の予約については、使用しようとする月の1ヶ月前から使用日の1週間前までに教育委員会にて申請をする。
- (5) 申請時には、「学校体育施設使用登録証」を持参する。
- (6) 申請者は教育委員会に登録されている会員・役員であること。但し中学生以下の場合はこの申請を受け付けない。
- (7) 団体の都合により使用を取りやめる場合、必ず教育委員会へ連絡すること。

2. 使用料金の納付

日程調整会議で、予約回数分の体育館使用券を購入してください。毎回使用後に記録する利用日誌に使用券を貼り付け、日誌と鍵を返却してください。

随時予約分の使用券は、予約申請時に教育総務課窓口で購入してください。

3. 施設使用上の注意事項

- (1) 許可した時間内で活動すること。(使用許可時間には、準備、整理等の時間も含まれていません。)
- (2) 体育館使用目的の活動は許可終了時間15分前には終了させ、館内の清掃・整理整頓をして、許可終了時間には、全員校内から退出すること。
- (3) 体育館への入館及び退館は指定された場所から行う。
- (4) 体育館使用後は、責任者が責任を持って体育館内の全ての施錠を確認し、閉め忘れの無いように注意すること。
- (5) 退館の際は照明器具の消灯、水道等の戸締りは必ず行うこと。
- (6) 事故防止のため使用者以外の施設内への立ち入りを禁止する。
- (7) 体育館使用に際し、やむを得ず子どもが一緒の場合は体育館内のステージギャラリーや器具庫など危険と思われる場所については入れないこと。また、むやみに学校又はあそびっ子クラブの備品には触れさせないこと。(子どもの行動には十分に注意する。)
- (8) 体育館・駐車場以外の学校施設の出入りを禁止する。
- (9) 体育館では体育館専用シューズを使用すること。また、体育館周辺のベランダや渡り廊下などに土足で上がらないこと。
- (10) 使用者が出したゴミ等は必ず持ち帰ること。
- (11) 体育館内では飲食、喫煙を禁止する。(敷地内禁煙)
- (12) 活動の際は、近隣住民の迷惑にならないよう十分に配慮すること。
- (13) 使用中の事故について教育委員会は一切責任を負わない。よって、その施設・設備環境条件を十分認識し、安全に配慮した上で使用すること。
- (14) 施設の破損については、速やかに教育委員会に報告し、指示を受け現状に復すること。
- (15) 日誌の記載は、使用責任者または代理者が各点検項目を確認のうえ行うこと。
- (16) 以上の注意事項を使用者全員に周知のうえ使用にあたること。

4. 許可の取り消し等

次の場合、使用許可の取り消し、使用の中止、使用日時の変更、団体登録の抹消をすることがある。

- (1) 学校が行事等で施設を使用することとなった場合
- (2) 海老名市・海老名市教育委員会が使用することとなった場合
- (3) 虚偽の申請等の不正行為により使用許可を受けた場合
- (4) 上記の「3. 施設使用上の注意事項」に違反した場合
- (5) 使用許可に係る権利を無断で譲り渡す若しくは譲り受けた場合
(登録団体間で合意しても、市への許可申請がなければ無断譲渡です。)
- (6) 施設や設備を損傷する恐れがあると認められる場合
- (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある場合
(その行為が組織の利益になると認められる場合)
- (8) 施設使用料の支払いを逃れるため、下記の「5. 鍵・日誌の受け渡しについて」の手続きをせずに施設を使用した場合
- (9) 施設の鍵を複製した場合
- (10) 再三の請求にもかかわらず施設使用料を滞納した場合
- (11) 工事等により、長期間にわたり体育館が使用できなくなる場合

5. 鍵・日誌の受け渡しについて

- (1) 鍵・日誌を受け取る時は、海老名市教育委員会発行の「学校体育施設使用許可証」と「使用登録証」を持参し、鍵管理者の保管する受け渡し簿に必要事項を記入（返却の際も同様）のうえ、使用にあたること。
- (2) 鍵・日誌の受取者・返却者は海老名市教育委員会に登録してある会員又は役員であること。
- (3) 鍵・日誌の返却は、使用許可終了後速やかに行うこと。
(最終返却時刻は22時とする。)

6. 登録内容の変更について

各団体において、登録している内容に変更が生じた場合は、その都度海老名市教育委員会に変更の届け出を行うこと。(例：代表者等の変更、連絡先の変更)

7. 登録学校の変更について

登録学校変更については、現在の登録証を廃止した後の新規登録となります。

8. 開放時間・料金

	時 間		金 額	
小学校	平日	午後6時から 午後9時30分まで	1回 500円	
	土日祝	午前9時から 午後9時30分まで	午前9時から午後6時まで	無 料
午後6時から午後9時30分まで			1回500円	
中学校	一律	午後6時30分から 午後9時30分まで	1回 500円	

9. 連絡・問合せ先

海老名市教育委員会 教育総務課 施設係

電話：046-235-4917 (直通)

046-231-2111 (市役所代表番号)